

健康福祉局
子ども青少年局

課長補佐設置規程（令和6年名古屋市達第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年11月22日

名古屋市長職務代理者
名古屋市副市長 中 田 英 雄

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第1条 名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第8号）第1条の課に次の組織を置く。 （略） 健康福祉局 （略） 生活福祉部 （略） 医療福祉課 （略） 課 長 補 佐（福祉医療） （略） 子ども青少年局 （略） 企画経理課 （略） 課 長 補 佐（DXの推進） <u>（2）</u> （略） 2・3 （略）	第1条 名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第8号）第1条の課に次の組織を置く。 （略） 健康福祉局 （略） 生活福祉部 （略） 医療福祉課 （略） 課 長 補 佐（福祉医療・DXの推進） （略） 子ども青少年局 （略） 企画経理課 （略） 課 長 補 佐（DXの推進） <u>（3）</u> （略） 2・3 （略）

附 則

この達は、令和 6 年12月 1 日から施行する。